

オオキンケイギクの駆除

ID978

オオキンケイギクは、5月から7月にかけて鮮やかな黄色い花を咲かせます。特定外来生物として法律で栽培が禁止されており、繁殖力が強いので、在来植物の脅威となっています。見つけた場合は駆除をお願いします。

駆除方法 根元から引き抜いたものを指定ごみ袋に入れ、枯死させたのち、可燃ごみとして収集日に出してください

問環境保全課 ☎36-3710



県介護支援専門員実務研修受講試験

ID3892

時10月13日(日)

対保健・医療・福祉に関する法定資格を持ち、その資格に関わる業務で合計5年以上の実務経験があり、現在の勤務地が県内にある方（現在業務に従事していない場合は県内在住の方）

受付期間 6月3日(月)～7月2日(火)

他願書は、高齢介護課、支所、市民センター、社会福祉協議会などで配布。詳しくは、県社会福祉協議会福祉人材センター（☎052-212-5530）へ問い合わせてください

木の枝や雑草は適切に管理を

道路へ木の枝や雑草が張り出していると、通行の支障になります。張り出しによって車両や歩行者に事故が発生した場合、樹木などの所有者が責任を問われる場合があります。

適切に伐採・枝払いをしてください。また、強風や大雨の前には特に注意してください。

問用地管理課 ☎32-1381 ID145

空き地などに生い茂る雑草は、病害虫の発生の原因になります。所有・管理している土地で心当たりのある方は、業者に依頼するなど、早急に除草などをしてください。

また、刈り取った雑草を放置すると枯れて火災の発生原因になりますので、適切に処理してください。

問環境保全課 ☎36-3710 ID1015



「おくやみコーナー」をご利用ください

死亡届出後の各種手続きをワンストップで行うことで、ご遺族の方の負担軽減を図ります。

時①午前9時②午前10時30分
③午後1時④午後2時30分
⑤午後4時（平日のみ）

場市役所おくやみコーナー

対亡くなられた方（市内在住）のご遺族

申希望する日の4営業日前までに、予約専用ダイヤル（☎32-2341）へ ※平日、午前9時～午後5時のみ受付

他市役所内の各種手続き・持ち物など、詳しくは「おくやみハンドブック」または ID571 で確認してください

問市民課 ☎32-1311

国民健康保険加入者の皆さんへ交通事故に遭ったら届け出を

ID446

交通事故によるけがで保険証を使用する場合は、加害者が負担すべき治療費の一部を国民健康保険（国保）が一時的に立て替えることになります。立て替えた治療費は、国保が加害者などへ請求しますので、速やかに届け出てください。

また、自損事故の場合も負傷原因について確認する必要がありますため、必ず届け出てください。

問国保年金課

☎32-1312



6月2日～8日は危険物安全週間

私たちの身近には、ガソリンや灯油、天ぷら油などの危険物のほか、スプレー缶やマニキュアなど危険物が使われているものがあります。この機会に、危険物の性質や取り扱い方法を確認しましょう。

取り扱い方法を誤ると重大な事故につながるため、十分注意してください。

問消防本部予防課

☎22-2115



教育相談

①市教育相談 ID1551

子どもの就学や障害などで困り事や悩み事のある保護者を対象とした相談会です。

時7月23日(火)・24日(水)、午前9時15分から

場勤労福祉会館

②県早期教育相談 ID1546

発達が気になる乳幼児期～入学前の子どもの保護者を対象とした相談会です。

時8月1日(木)・2日(金)、午前10時～午後4時

場南部公民館(犬山市羽黒摺墨)

申①6月21日(金)②6月12日(水)までに、学校教育課（☎32-1438）へ

他秘密は厳守します

外国人教育相談

ID1550

子どもの学校や学習、進学など、教育に関する相談を随時受け付けています。

対市内の小・中学校に通う外国人児童・生徒の保護者

申外国人児童・生徒が通っている学校または高御堂小学校（☎23-2020）へ



緊急車両についてのお知らせ

救急車と消防車がペア出動します

「救急車を呼んだのになぜ消防車も来るの？」と驚かれるかもしれませんが、次の場合は救急車と消防車がサイレンを鳴らし、ペア出動します。

- ① 心肺停止状態などで、高度な救命処置が必要な場合
- ② 階段や通路などが狭く、救護・搬送に時間がかかる場合
- ③ 事故現場が交通量の多い幹線道路で、二次災害の危険がある場合

少しでも早く救命処置に着手し、病院へ搬送するため、ご理解とご協力をお願いします。

緊急車両が通れません！

狭い道路や曲がり角付近での駐車は、消防車や救急車の通行の妨げとなります。災害現場への到着が遅れると、被害の拡大を招くことになります。

また、消防水利（消火栓、防火水槽、防火井戸）付近での駐車は、消火活動ができなくなる恐れがあります。

皆さんの大切な生命・財産を守るため、ご理解とご協力をお願いします。



問消防署警防第1課・第2課 ☎22-0119